

トキハ親シク口頭ヲ以テ質問スルコトヲ得但シ書面ヲ以テ
スル質問ハ必ス教務係ヲ經由スヘシ

教務係質問ノ書面ヲ受取リタルトキハ之ヲ其課目ノ専攻講
師ニ廻付シ速ニ其説明書ヲ受ケテ質問者ニ送付スヘシ

第二条 高等法学科学生ハ随意ニ本院ニ出入シ講師ニ質疑シ
又教授ヲ受クルコトヲ得

第三条 高等法学科学生ハ其専攻ニ必要ナル図書ニ限り幹事
ノ承認ヲ經テ図書室所蔵ノ書籍ヲ一定ノ日數間自宅へ携帯
閲覽スルコトヲ得但シ保証金ヲ徴取スルコトアルヘシ

第四条 高等法学科学生ニシテ入学後一ケ年ヲ經過シタルト
キハ何時ニテモ卒業論文ヲ提出スルコトヲ得但シ提出シタ
ル論文ハ之ヲ取下クルコトヲ得ルモ試験料ハ之ヲ返付セス
第五条 卒業試験ハ百点ヲ以テ満点トシ六十点以上ヲ及第ト
ス

第六条 高等法学科ノ授業料ハ之ヲ分納スルモ妨ケナシ

79 東京法学院高等法学科生徒心得

〔『法学新報』第六七号 明治二十九年十月三十日〕

○法学院高等法学科生徒心得

法学院にては高等法学科を設け今回愈実施する運びに至りたる
か其生徒心得左の如し

第一条 高等法学科学生ハ其専攻ニ係ル課目ニ付キ書面ヲ以
テ専攻講師ニ質問スルコトヲ得又専攻講師本院ニ出席スル